台湾への輸出支援事業における募集要項

1. 趣旨·目的

熊本県では、台湾大手半導体企業 TSMC の進出により、今後、台湾との交流人口の増加や経済交流の活性化が期待される。

熊本県商工会連合会においても、台北市進出口商業同業公会(IEAT)と MOU を締結(台湾と 熊本の相互発展に向けた連携 令和 5 年 3 月)し、相互協力のもとで経済交流を行っていくこと としている。

そこで、この好機を活かし、熊本県内の中小企業・小規模事業者が、競争の激しい国内市場から、海外市場にも目を向けた更なる販路開拓を図ることを目的とし、「台湾への輸出支援事業」に参加する県内中小・小規模事業者を募集する。

*旧AT とは…台湾最大の商業団体で、会員企業は現在 6,500 社余りに上る。その内訳は、製造業が 1,300 社弱、輸入業者が約 3,500 社となっており、台湾全土の主要都市に分布している。

2. 支援内容

- (1)輸出に向けた成分検査や資料作成、手続等の支援
- (2) 台湾での商談会の開催
- (3) 台湾での商品 PR やテストマーケティング(予定)

3. 対象者

熊本県内に本社及び事業所を有する熊本県内中小小規模事業者

- * 洒類に関しては、洒造業者に限る
- *会社及び商品に関する情報を、迅速かつ正確に提供できる事業者

4. 対象商品

- (1) 酒類(日本酒、焼酎、ワイン、クラフトビール等)
- (2) 食品加工品(牛肉エキス、馬肉エキスを含むものは除く)
- (3) その他、本会が適当と認めたもの
- * 熊本県内で製造もしくは熊本県内の原材料を使用していること
- *食肉加工品は輸出できません(エキス等含む)
- *認定施設で屠畜された牛肉(精肉)に限り輸出可能
- * 半年以上の賞味期限または消費期限であること
- *台湾で既に流通している商品は対象外

5. 募集事業者数

上限なし

ただし、支援する事業者(商品)は、輸出支援商品審査会で選定する。1事業者3商品程度。

◆輸出支援商品審査会: 上限なし

◇輸出手続き支援商品数: 審査会で選定した 25 商品程度(予算に応じて変動)

6. ◆輸出支援商品審査会

【1】 審査方法

●一般消費者による試飲試食審査

(1) 日 時: 令和6年8月(予定)

(2) 場 所: 熊本県商工会連合会 商工会館8階(予定)

(熊本市中央区安政町3番13号)

(3) 内容: 熊本県内在住の台湾人の方に協力いただき、試飲試食のうえ評価してもらう。

(4) 参加費用: 無料 ただし、商品を 50 名分(1 ロサイズ×50 個)無償で提供すること。

●選定会

(1)日 時: 令和6年8月(予定)

(2)場 所: 熊本県商工会連合会 商工会館8階(予定)

(3)内 容: 上記試飲試食審査の結果も考慮し、台湾での需要が見込める商品か、台湾へ

輸出できる可能性の高い商品かなど複数の項目で総合的に審査し選定する。

(4)参加費用: 無料

●結果について

(1) 審査日から2週間以内に、メールで通知します。

(2) 選定された商品は、台湾への輸出手続きをサポートします。

ただし、10万円の負担金納入及び輸出に向けた成分検査等に必要な商品は無償で提供すること。(既存で商流を確立されている事業者様は個別対応のため要相談)

7. 商談会

(1)日 時: (未定)

(2)場 所: 台湾(未定)

(3)内 容: 輸出可能となった商品を台湾に持っていき、台湾バイヤーを一同に集め、商談会を

行う。

(4)その他: 商談会は事務局(熊本県商工会連合会)で対応

商談会へ参加希望の事業者は、台湾への渡航費は自己負担となります。

8. 販売会

(1)日 時: 令和7年1月頃(未定)

(2)場 所: 台湾(未定)

(3)内 容: 輸出可能となった商品を台湾百貨店等でテストマーケティングを行う。

(4)その他: 販売は事務局(熊本県商工会連合会)で対応 参加希望の事業者は、台湾への渡航費は自己負担となります。 商品は買取販売となります。

9. ■2024 国際酒類プロモーション

(1)日 時: 令和6年12月12日(木)

(2)場 所: 台湾 リージェント台北(台灣台北市中山區中山北路二段 39 巷 3 號)

(3)主 催: IEAT

(4) 共催: 駐台各国代表機関

(5)内 容: BtoB の試飲会。昨年は世界各国の酒類業者約 70 社が出展し,400 名をこえるバイヤーが視察。(その場で販売も可能)

14年連続開催の世界の酒類専門のマッチングプラットフォーム。日本からは沖縄県、青森県、鹿児島県等の酒類が昨年出展。

(6)参加費用:無料 ただし、試飲及び展示用の商品を提供すること。

(7)商品選定: 本事業に申し込みのあった酒類及び令和5年度出展商品の中から、事務局で選 定(8月中旬)。

(8)その他: 販売可能な商品については、別途要調整。 商品の展示や紹介等は事務局(熊本県商工会連合会)で対応予定。

10. 費用負担について(輸出支援商品審査会において選定された事業者)

〔事業参加にあたっての費用負担〕

※事業開始時点で想定される費用について記載しています。

	項目
熊本県商工会	○台湾輸出に必要な成分(8 大栄養成分)検査に係る検査代
連合会が負担	行費用
する経費	○放射性物質検査証明書の取得代行費用
	〇輸出入での各種検査に係る費用
	○輸出用ラベルの制作費
	○テスト輸送及び商談会に用いる商品に係る費用(国内指定
	倉庫から台湾現地への輸送・通関に係る費用)
	○商談会の実施に係る費用(会場費、スタッフ人件費等)
	○輸出手続き等に関するコンサルティング費用
参加事業者が	●輸出手続き支援に係る一部負担金 10 万円
負担する経費	●各種検査等に要するサンプル商品及び試食や展示用等に
	要する商品の費用
	●お持ちの販促物等のご提供

11.参加申込について

- (1)提出資料 ①申込書
 - ②SSSP シート商品規格書
 - *記載方法がわからない部分は空欄でも可。
- (2)提出期限 令和6年7月19日(金)
- (3) 提出先 ・商工会地区の事業者は、最寄りの商工会へ
 - ・商工会会議所地区の事業者は、最寄りの商工会議所へ
 - *会員:非会員問わず申込可
- (4) 問い合わせ先

【事務局】 熊本県商工会連合会 経営支援課 担当:石田·井手

TEL: 096-359-5594 FAX: 096-325-7640

e-mail: ishida.chiho@kumashoko.or.jp

12. 申込及び事業の流れについて

- (1)提出書類を支援機関(最寄りの商工会・商工会議所)へ提出 *7月19日ダ *早めにご相談ください。
- (2)支援機関において、台湾輸出の留意点、不安や疑問等の解消及び②SSSP シート 商品規格書の書類作成サポート(専門家派遣活用)無料
- (3)支援機関から、熊本県商工会連合会へ申込資料の提出 *8月5日ダ
- (4)輸出支援商品審査会(県内在住台湾人の方による試飲試食審査及び書類審査)



選定された事業者

- (5)輸出手続き支援
- (6)台湾での商談会や販売会

13. その他留意事項

【台湾の輸出事情】

台湾は食品の品質と安全性を重視しており、輸入食品は台湾の厳格な基準を満たす必要があります。品質、残留農薬、添加物、微生物、放射線などが検査対象であり、これらの基準をクリアしなければならず、他の国への輸出に比べ、ハードルが高い状況です。

酒類の輸出にも検疫検査が適用されますが、主な焦点は品質と健康に関連する要素であり、 酒類の輸出は、台湾において需要が高まっている傾向があります。アルコール飲料は、製造プロ セスや成分によって品質が変わるため、検査対象となります。また、アルコール含有量や添加物 の使用も検査の対象です。

【台湾での熊本特産品販売会】

- ・選定された商品の販売数量分については、全て買取となります。
- ・ロット数に関しては、決定後ご相談させていただきます。